

芝沢小学校いじめ防止基本方針

松本市立芝沢小学校

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的には、以下のようなものがある。

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団により無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンやタブレット、スマホや携帯電話、オンラインゲーム等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) 基本的な考え方

いじめは、どの子にも、どの集団においても起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校職員をはじめ、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要と考える。また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点と、加えて、全ての児童が安心でき、人権教育を基盤として自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めていくことが、未然防止の観点から最も重要と考える。

いじめを許さない児童の人権感覚の育成には、教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童が自ら学び取っていくすべての事柄の中で、教職員の人権感覚はもちろんのこと、言葉遣いや日々のさり気ない態度等が大きく影響することを肝に銘じて教育活動を展開していく。学級集団が、いじめ・からかい等を許容する雰囲気をもっているといじめは起きやすく、「いじめは絶対に許さない」という集団の雰囲気があるといじめが起こりにくいことは集団の同調行動として見られることなので、教職員集団が本気になっていじめをなくそうと一致団結して動いている姿勢を、児童、保護者、地域に積極的に発信していくことが、いじめをなくす取組の第一歩と考える。

2 いじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) 組織

本校では、「いじめ・不登校等対策委員会」を設置して、いじめの防止等に努める。委員の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（専科）で構成するものとする。必要に応じてスクールカウンセラー、市教育相談員等事案に応じて柔軟に編成する。いじめを発見した際には、全職員で情報を共有する。

(2) 役割

①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として

取り組むようにする。

②いじめの相談・通報の窓口として取り組むようにする。

③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録,共有を行うようにする。

④いじめの疑いに係る情報があった時は緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となるようにする。

3 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの未然防止としての人権教育の徹底

いじめの問題の根本的な解決のためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、全ての児童を対象としていじめの未然防止に取り組む。

①学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。そのために、人権教育全体計画のもとに、道徳や学級活動などの授業の際に、人権にかかわる内容を大切に扱うようにする。

②児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを養うようにする。そのために、人権教育全体計画のもとに、なかよし集会などの全校の活動を行うようにする。

③いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育成するに努める。そのために、子どものかかえるストレスの把握に努めるとともに、ストレスを解消するような活動を行うように授業を工夫していく。

④保護者や地域では、学校の取組みを理解し、日常的な家庭教育や地域の健全育成の取組などを通じて子どもたちを見守り、関っていくように呼びかけていく。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する必要がある。

①日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。

②相談窓口（校長室・職員室・保健室）の周知等により、児童の相談体制を整える。

③いじめの早期発見ができるように、家庭や地域が連携して、情報収集に努める。

4 いじめの発見、指導、組織的対応

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、すぐに「いじめ・不登校等対策委員会」へ報告する。

(2) 「いじめ・不登校等対策委員会」は組織的に対応する。

① 情報の整理

② 対応方針の決定

③ 役割分担

(3) 事実の究明と支援・指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聞き、事実に基づく指導が行えるようにする。聴き取りは、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順を基本にするが、状況によって同時進行で進めていく場合もある。可能な限り、その日の内に事実の究明を行う。

【留意事項】

- 人目に付かないような、また安心して話せるような時間帯、場所に配慮する。
- 複数の教員で確認しながら聴き取りを進める。
- 「事実確認のための聴き取り」と「指導」はしっかり区別する。
- 注意、叱責、説教だけの指導や、ただ謝ることだけで終わらせる指導としないようにする。

(4) いじめの被害者・加害者・まわりにいる人への対応

① いじめの被害者への対応

- 徹底して、いじめられた子どもの味方という立場を貫く。
- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。傾聴しながら事実を受け止める。
- 学校は絶対にいじめを許さない姿勢であること、全教職員で守っていくことを伝える。
- 「いじめられた側にも責任がある」、安易に「がんばれ」などという言葉は使わない。

② 加害者（いじめた側）への対応

- いじめを行った背景（満たされない自分、不平不満等）を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導する。
- 内省させる間をじっくりと取り、自身の言葉で語らせていく。
- どんな理由があろうといじめという卑劣な行為は許されないことを、被害者の辛さに気づかせながら理解を深めさせていく。責任転嫁等をさせず、どう行動すべきだったのかを語らせる。
- 授業や学級活動を通して、エネルギーをプラスの方向に転嫁させられるように、本人の良さも認めながら指導をしていく。
- 指導者からの言葉の受け止め方や表情をしっかり観察し、指導が心に落ちたかどうかを判断する。その日の指導をけっして中途半端な形で終わらせることのないようにする。

③ まわりにいる人への対応

- いじめは、学級や学校等集団全体の問題としての対応していく。傍観していることは、いじめを許し、いじめに加担する行為であることを伝える。
- いじめの事実を伝えることはチクリなどではなく、辛い立場にいる友達を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを理解させる。
- いじめ発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- 教科や道徳、人権教育等の授業を通して、日頃からいじめや差別問題の解消・未然防止につながる集団の基盤づくりに積極的に取り組む。
 - ・教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、研修などを通じて共通理解を深めていくようにする。

5 保護者や関係機関との連携

(1) 保護者との連携

① いじめられている子どもの保護者との連携

- 事実が明らかになって時点で、速やかに家庭へ連絡または家庭訪問を行い、把握した事実を正確に伝える。訪問する場合は、可能な限り複数で訪問をする。
- 学校の姿勢、対応経過を分かりやすくこまめに伝えるとともに、子どもの様子について情報提供を受ける。
- いじめの全貌が分かるまでは、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

② いじめている子どもの保護者との連携

- 事情聴取後、家庭へ連絡または家庭訪問をし、事実を経過とともに伝える。訪問する場合は可能な限り複数で訪問する。
- 相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを意識してもらう。
- 学校は事実について指導し、よりよい成長を願っていることを伝える。

③ 保護者との日常的な連携

○年度当初から、通信や学年PTAなどで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方針、方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。

(2) 教育委員会、教育事務所、警察等、関係機関等々の連携

深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関との連携が不可欠なので、日頃から連携が取れるように関係強化を図っていく。

連携を必要とする状況	関係機関
・いじめの発見状況の報告 ・対応方針や解決方法についての相談	市教育委員会・中信教育事務所・ 県教育委員会
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している	児童相談所・警察
・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている	医療機関・警察（状況により）
・いじめられた子ども、いじめた子どもの心のケアが必要	SC・児童相談所

6 重大事態への対処

(1) 学校による調査

① 重大事態の発生と調査

A 重大事態の意味

重大事態の意味については、「国の基本方針」において次のとおり規定されている。

- | |
|---|
| 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断し、例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。

B 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

C 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。これらの情報の提供にあたっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

② 調査結果の報告

校長は、調査結果を教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望し、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添えて提出する。

(平成27年8月作成 毎年見直し)